

## 伊予市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

〔 平成 17 年 4 月 1 日  
告 示 第 81 号 〕

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者が自動車運転免許を取得するために要する経費に対し、予算の範囲内で、身体障害者自動車運転免許費取得助成金（以下「助成金」という。）を交付し、身体障害者の自立更生に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）による第一種普通自動車免許（以下「運転免許」という。）を取得した身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害程度等級表1級から6級までの者（以下「身体障害者」という。）で、次の各号のいずれかにも該当するものとする。

（1）身体障害者更生援護施設（以下「施設」という。）に入所中の者で、将来の自立更生のため運転免許が必要と認められるもの。ただし、伊予市が入所措置を行った者に限る。

（2）伊予市に居住する身体障害者で、当該身体障害者が自ら行う事業の運営に運転免許が必要と認められるもの。

（3）伊予市に居住する身体障害者で、身体の障害のため交通機関を利用して通勤又は通学することが困難な者であって、運転免許が必要と認められるもの。

（4）その他伊予市に居住する身体障害者で、運転免許を取得することにより自立更生又は社会活動への参加に効果があると認められるもの。

### (助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、運転免許取得のために要した経費とする。ただし、100,000円を限度とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、伊予市身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書（様式第1号）に運転免許証の写し、身体障害者手帳の写し及び運転免許取得に係る所要経費の領収書を添えて、当該運転免許を取得した日から6月以内に市長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

### (助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者は、伊予市身体障害者自動車運転免許取得費助成金請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の助成金請求書を受理したときは、内容を審査し、速やかに助成金を交付するものとする。

(書類の経由)

第8条 第4条及び第6条の規定により提出する書類は、施設に入所中の者にあっては、当該施設の長を経由するものとする。

2 前項の書類の経由に際しては、施設の長は、身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付に関する意見書（様式第3号）を添付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。